

○令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：小山町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	81.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	95.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.6%
31～35年	93.9%
26～30年	78.2%
21～25年	94.1%
16～20年	90.8%
11～15年	91.6%
6～10年	88.1%
1～5年	81.3%

【説明欄】

- ・扶養手当は、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.5%となっている。
- ・女性職員の構成比が高い職種での時間外勤務が比較的に少ないため、時間外勤務手当の受給額が女性職員の方が低い傾向にある。
- ・全職員の男女比はほぼ同じであるが、近年の女性職員の新規採用増により、勤続年数15年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっているため、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。